朝日新聞
新聞定価 朝夕刊ともに 3.925円(本体価格 3.738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 130円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

全員帰島を見てますか

福岡沖地震から3年

福岡沖地震から20日で丸3年を迎えた。全住宅214戸が被災した福岡市の玄界島などの仮設住宅では、島民たちが新しい住宅への入居準備を始めている。が、復興に奔走し、「全員帰島」を前に燃え尽きるように亡くなった人もいる。島復興対策検討委の副会長を務めた久保田徳生さん=昨年2月、60歳で死去。「復興を支えてくれた人たちのために島を守らなければ」。荷造りに追われる島民たちからは、こんな声が聞こえる。

生前の久保田徳生さん。島の仮設住宅前で復興への思いを語った=05年12月、福岡市西区の玄界島で（藤原秀一）

久保田さん、昨冬急逝

福岡市中央区のかもめ広場の仮設住宅。ここで暮らす19世帯42人は全員に島に帰る。漁師の久保田太門さん(62)夫婦は20日朝から、引っ越しの準備に追われている。

徳生さんのことはよく覚えています。「復興のためにがんばってくれた人のためにも、しっかりやらないと」

崩れた鮮面、倒れた家……。ヘルメット姿で島の被災現場を見回る徳生さんの姿が映されたビデオテープがある。妻の街代さん(58)はこのテープを大事に保管している。「島の復興を見せてあげたかった」

島が最大で震度6弱の揺れに襲われた05年3月20日。長男の満さん(38)らと漁に出ていた徳生さんは急きょ島に戻った。漁協の運営委員だった徳生さんはこの日から1ヶ月間、対策のため漁協支所に泊まり込んだ。

検討委副会長としても復興の先導役だった。

「被災家屋の全壊・解体の方針を聞いた。集落全体を造成し直し、住宅などを建てやすくする――それが復興の早道だったからだ。徳生さん自身は、災前に建て替えたばかりで大きな被害はなかったが、解体することになった。「家を残したいとは口が裂けても言えん」。街代さんは徳生さんのつぶやきを覚えている。

この方針が島民に受け入れられ、復興は急ッチで進み始めた。体調を崩したのは06年夏ごろの第一歩。父のためにも肺がんだった。治療の合間に月2回の検討委には出席し、棚付した。12月の会合でこう語った。「もうこれで最後かもしれんけど、お世話になりました」

翌年2月10日夜。家族が開いた還暦のお祝いを終え、息を引き取った。

「家族はほとんどになったらダメになる。早く島を復興せんと」。それが口癖だった。

21日には島の市営住宅(95戸)に入居する島民に鍵が配られる。入居はかもめ広場の島民が戻ってくる25日から。これで全員帰島が実現する。

「20日が新たなスタートの第一歩。父のためにも島でがんばっていく」。満さんはそう話した。

玄界島民、復興の遺志継ぐ

仮設住宅で引っ越しの荷造りをする久保田太門さん夫妻=20日午後3時36分、福岡市中央区のかもめ広場で、山本壮一郎撮影

改正被災者支援法・知事調査

「国の共済制度 必要」

被災住宅の再建に道を開いた改正被災者生活再建支援法。朝日新聞社と関西学院大災害復興制度研究所による全国知事アンケートでは、改正を機に、条例などで独自に住宅再建を支援する道を開いた地方の対応に変化が生じていることがわかった。独自措置を「不必要」と判断する自治体がある一方で、さらに強化を目指すケースも出てきている。

=1面参照

法改正で国の支援制度が拡充され、地方独自の支援策は必要でなくなったと考える知事は10人にとった。「国の支援制度には

都道府県も資金を負担している。（神奈川県・黒岩祐治知事）、「財政状況が厳しい」（青森県・三村申吾知事）といった。独自措置を「不必要」とする。

道に支援強化を指摘する自治体も。大分県は、被災住宅が県内で10戸以上から支給していたが、1戸からでも支給できるよう改めた。「同じように被災しているのに、数が少ないだけで支給されないのは不公平だ」と担当者は話す。

一方、98年の阪神大震災で多数の被害が出た兵庫県は、支援法の対象になった世帯に住宅の再建費用を「上乗せ」支給してきたが、今年度限りで廃止すると判断したからだ。

ただ、県の担当者は「公的支援にとどまらない仕組みづくりが重要」と指摘する。05年9月から始めた住宅再建共済制度は続けるつもりだ。加入率は9月現在で6・7%と普及が続く。「国による大規模な共済制度が必要」とこぼした。

消防庁(消防研究センター)室崎益輝所長は「国は共済制度を後押し、『共助』の仕組みを整える必要がある」と指摘した。（今村建一、横塚裕志）

「被災者支援法」都道府県調査

17知事「改正不十分」

関学大・本社

地震などで家を失った世帯への支援制度を定めた被災者生活再建支援法について、朝日新聞社と関西学院大学災害復興制度研究所が全国の知事に共同でアンケートしたところ、3分の1を超える17人の知事が現行法の内容を「十分」と回答した。小規模災害が支援対象から外れる点や、巨大地震への対応が難しい点を問題点として指摘している。=2面に関係記事

昨年11月に改正された同法への評価を主に尋ねたアンケート用紙を今年2月末に郵送、今月19日までに全知事から回答を得た。05年の福岡沖地震で被災した福岡県の麻生渡知事をはじめ、29人の知事が改正内容について「十分」と回答したものの、「不十分」とした知事も17人に上った。

回答によると、00年の鳥取県西部地震で被災した同県の平井伸治知事は「改正法でも災害のハードルが高い」と指摘。熊本県の潮谷義子知事も、実情に応じて柔軟に適用できるよう見直しが必要」とした。大阪府の橋下徹知事は「巨大災害時における支援金の取り扱いや負担のあり方など未解決の課題がある」と答えた。04年の中越地震、07年の中越沖地震で被災した新潟県の泉田裕彦知事は「住宅の壊れ方ではいずれも居住への影響があれば適用すべきだ」とした。

同法の適用は住宅100世帯以上が全壊した場合などに限られる。佐賀県の古川隆三知事は「半壊でも居住への影響があれば適用すべきだ」と主張した。

被災者生活再建支援法　阪神大震災を機に98年制定。昨年11月に改正され、支給額が上がったり、適用されたり、都道府県内で100世帯以上の全壊被害があったりした場合など、一定規模が必要とする要件は残された。

金に制限が撤廃された。支援金が支給される災害は災害救助法適用されたり、都道府県内で100世帯以上の全壊被害があったりした場合など、一定規模が必要とする要件は残された。

公平な支援 実現求める

自治体の被災者支援に詳しい関西学院大学災害復興制度研究所の山中茂樹教授の話　改正支援法では不十分と考えている。アンケートでは、被災者への公平な支援を求め、巨大災害が起きれば被災者の確実な現行の支援制度に不安を抱いている現状が浮き彫りになった。

知事が予想に多い。アンケートでは、被災者への公平な支援を求め、巨大災害が起きれば被災者の確実な現行の支援制度に不安を抱いている現状が浮き彫りになった。

求めている。

こうした声は「十分」と回答した知事の中にも見られた。滋賀県の嘉田由紀子知事は「半壊、部分損壊へのフォローも考えるべきだ」と回答した。

首都直下地震など大震災が懸念される地域の知事からは、支援法では大規模な被害には対応しきれないとの懸念が示された。同法による被災者への生活再建支援金は、都道府県が持ち寄った約600億円の「被災者生活再建支援基金」を原資とし支給総額の半分を国が補助する。内閣府によると、首都直下地震では約3兆円が必要とみられる。この基金ではまかなえなくなる恐れがある。

東京都の石原慎太郎知事は「東京は日本の心臓部であり、一国の災害となる。国の対応は必然。マグニチュード(M)8級の東海地震が想定される静岡県の石川嘉延知事は「国の負担割合を上げるべきだ」とした。神奈川県の松沢成文知事は「全国的な共済制度の検討が必要」と提言する。

被災者生活再建支援法の改正が十分か全国知事に尋ねた（はい○　いいえ×　どちらとも言えない△）

| | | |